

令和8年度

償却資産申告の手引き

申告書の提出期限は
令和8年2月2日(月)です。



森町PRキャラクター
コモコモ
©komokomo

森町役場 税務課 資産税係

問い合わせ先：〒437-0293

静岡県周智郡森町森2101番地の1

森町役場 税務課 資産税係 償却資産担当

電話 (0538) 85-6309 (直通) FAX (0538) 85-5259

↓ 郵送封筒へ貼付してご活用下さい

〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1
森町役場 税務課 資産税係
償却資産担当 行

《目 次》

1	申告義務者	P 1
2	申告の対象となる償却資産について	P 1
3	固定資産税（償却資産）について	P 2
4	申告書の提出について	P 2
	(1) 提出書類	
	(2) 提出期限	
	(3) 提出先	
5	記載要領	P 4
	(1) 記載上の注意	
	(2) 償却資産申告書	
	(3) 種類別明細書（増減資産・全資産用）	
	(4) 種類別明細書（減少資産）	
6	不申告または虚偽の申告による罰則	P10
7	過年度の税額修正について	P10
8	課税台帳の閲覧	P10
9	減価残存率表	P11
	記載例	
	◇償却資産申告書の書き方	P12
	◇種類別明細書（増減資産・全資産用）の書き方	P13
	◇種類別明細書（減少資産用）の書き方	P14

償却資産の申告について

日頃、町行政に対しましては、格別のご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について、申告していただくことになっております。（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）

つきましては、この手引きをご参照いただき、申告書及び種類別明細書に所要事項を記載のうえ、期限までに必ず申告くださいますよう、お願いいたします。

1 申告義務者

毎年1月1日現在において、事業用償却資産を森町内に所有又は貸与している方です。

2 申告の対象となる償却資産について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を経営する方や農業・建築業等の事業をする方が、その事業のために使用することができる固定資産のうち、土地・家屋及び自動車税・軽自動車税を納めている自動車・オートバイ等を除いたものです。（所得税法又は法人税法において減価償却の対象となるものです。）

ただし、法人税・所得税の申告において、「取得価額10万円未満又は使用可能期間が1年未満の償却資産で一時に損金（必要な経費）に算入されたもの」又は「取得価額が20万円未満で一括して3年間で損金（必要な経費）に算入されたもの」については課税対象とはなりません。

《具体例》

資産の種類		対象となる主な償却資産の例
1	構築物	舗装路面、庭園、門塀、緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）その他土地に定着した土木設備または工作物等
	建築附属設備	①建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 ②賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備（特定附属設備）等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、製茶機械、茶刈機等農業用機械（乗用を除く）、防霜ファン、太陽光発電設備等
3	船舶	ボート、釣船、漁船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」及び「900～999」）、台車等（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。） ※農耕作業用自動車（トラクター等）については、最高速度が35km/h以上のもの
6	工具、器具及び備品	事務机、椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

①自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

○建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税では、次のとおり家屋と償却資産に区分して課税されます。

- ・償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの
- ・家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備等

②貸借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

家屋などを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。特定附帯設備は、テナントの方が償却資産として申告してください。

3 固定資産税（償却資産）について

・納税義務者

1月1日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

・免税点

償却資産の課税標準額の合計が**150万円未満**の場合は、課税されません。

・税額

償却資産課税台帳の課税標準額の合計に1.4%を乗じた額が税額となります。

4 申告書の提出について

(1) 提出書類

- ・償却資産申告書（償却資産課税台帳）……………1部
- ・種類別明細書（増減資産・全資産用）……………1部
- ・種類別明細書（減少資産用）……………1部

今回初めて申告される方は、種類別明細書（減少資産用）はありませんので、償却資産申告書及び種類別明細書（増減資産・全資産用）を提出してください。

申告書、種類別明細書の様式は、

森町公式ホームページ（<https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/>）からダウンロードできます。

行政サイト→暮らし・手続き→税金→固定資産税・都市計画税→申請書様式→
申請書様式〈固定資産税関係〉→償却資産に関する申告書様式

(2) 提出期限 令和 8 年 2 月 2 日 (月)

(3) 提出先

※窓口が大変混み合いますので、郵送または電子申告のご協力をお願いします。

・ 持参の場合

場所：森町役場税務課窓口

時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

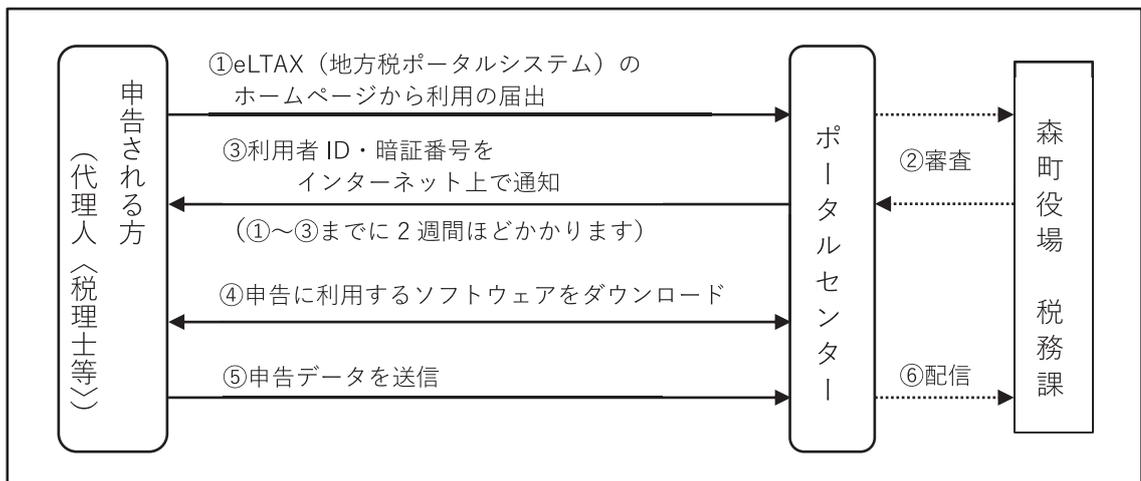
・ 郵送の場合

宛先：〒437-0293

静岡県周智郡森町森 2101 番地の 1

森町役場 税務課 資産税係 償却資産担当 宛

・ 電子申告の場合



※利用届出の申告先税目において「森町役場税務課」の固定資産税（償却資産）をご登録のうえ、申告データを「森町役場税務課」へ送信してください。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、下記にお問い合わせください。

地方税共同機構

電話番号	0570-081459 (ハイシンコク) 上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019
受付日	月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、休祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）
受付時間	9:00 ～ 17:00

eLTAX ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(注) 申告書は複写式ではありませんので、控えが必要な場合は、各自コピーをお取りください。

また、郵送で提出される方で、受付印を押した控えが必要な場合は、申請書のコピーと切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

5 記載要領 (記載例が P12～P14 にありますので、参照してください。)

(1) 記載上の注意

・今回初めて申告される方

「償却資産の手引き」をお読みいただき、記載例を参照のうえ、償却資産申告書及び種類別明細書（増減資産・全資産用）に記載してください。

記載事項はそのまま課税台帳に登録され、課税の基礎となりますので、慎重にお願いします。

・前年度に申告された方

前年度の申告を基にデータを打ち出した種類別明細書（増減資産・全資産用）が同封されています。

前年中に資産の増加・減少がある場合又は打ち出した内容を変更する場合は、記載例を参照のうえ、それぞれの種類別明細書に記載してください。

なお、増加・減少及び変更が全くない場合には、それぞれの種類別明細書には何も記載せず、償却資産申告書とともに提出してください。

(2) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

償却資産申告書は、次のとおり記載してください。前年度申告がある方は、電算による打ち出しがありますが、内容に変更があれば訂正してください。

欄	記載のしかた	留意事項
年 月 日	申告する年月日を記載してください。	
令和 年度	申告年度を記載してください。	
※所有者コード	<u>記載の必要はありません。</u>	
1. 住 所	住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。 電算打ち出しのある方は、内容に変更があれば、＝線で消し訂正してください。 また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。	原則として主たる事務所の所在地を記載しますが、それ以外の事務所で固定資産税に関する事務を行っていれば、その事務所の所在地を記載してください。
2. 氏 名	氏名を記載し、ふりがなを付してください。 電算打ち出しのある方は、内容に変更があれば、＝線で消して訂正してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。 屋号があれば記載してください。	押印は不要です。
3. 個人番号又は法人番号	個人の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記載してください。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
4. 事 業 種 目	<p>事業種目を具体的に記載してください。(例：農業、茶製造業、自動車販売業等)</p> <p>また、法人にあっては、資本金または出資金等の金額も記載してください。</p>	<p>2以上の事業を行う場合は、主たる事業種目を記載してください。</p>
5. 事 業 開 始 年 月	<p>個人の場合は、事業を開始した年月、法人の場合は、その法人の設立年月を記載してください。</p> <p>農業等で事業開始年月が不明な場合は、記載する必要はありません。</p>	
6. この申告に応答する者の係及び氏名	<p>この申告書について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。</p>	
7. 税理士等の氏名	<p>税理士等に経理を委託している場合は、その税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。</p>	
8. 短縮耐用年数の承認	<p>法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。</p>	<p>「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写を添付してください。</p>
9. 増加償却の届出	<p>法人税法施行令第60条、又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。</p>	<p>「有」に該当する場合は、「届出書」の写を添付してください。</p>
10. 非課税該当資産	<p>非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。</p> <p>なお、非課税に該当する価額等は、この申告に含めないでください。</p>	<p>非課税に該当する資産について、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。</p>
11. 課税標準の特例	<p>課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。</p>	<p>課税標準の特例に該当する資産について、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。</p>
12. 特別償却又は圧縮記帳	<p>租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。</p>	<p>償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められていません。</p>
13. 税務会計上の償却方法	<p>税務会計上の償却方法について該当する方を○で囲んでください。</p>	
14. 青色申告	<p>法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。</p>	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
15.町内における事業所等資産の所在地	<p>森町内の事務所等資産の所在地を記載してください。</p> <p>また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。</p>	<p>事業所等資産の所在地が1ヶ所だけで、1の住所(又は納税通知書送達先)と同一の場合には、記載の必要はありません。</p>
16.借用資産	<p>借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。</p> <p>なお、借用資産がある場合には、貸主の名称等を記載してください。</p>	
17.事業所用家屋の所有区分	<p>事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。</p>	
18.備 考 (添付書類等)	<p>次のような事項を記載してください。</p> <p>①「短縮耐用年数の承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称</p> <p>②非課税に該当する資産を所有している場合はその適用条項</p> <p>③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別な事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度</p> <p>④前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所や旧氏名又は旧名称等参考となる事項</p> <p>⑤納税管理人を定めている場合は、その方の住所及び氏名</p> <p>⑥その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項</p>	
取 得 価 額 前年前に取得したもの(イ)	<p>前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。</p>	<p>この額は前年度の申告書の(二)の額と同じです。</p>
前年中に減少したもの(ロ)	<p>前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。</p>	<p>この欄の合計額は種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。</p>
前年中に取得したもの(ハ)	<p>前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。</p>	<p>この欄の合計額は種類別明細書(増減資産・全資産用)の取得価額の合計額と同じです。</p>
計 (二) (イ) - (ロ) + (ハ)	<p>(前年前に取得したもの(イ)) - (前年中に減少したもの(ロ)) + (前年中に取得したもの(ハ)) によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。</p>	
評 価 額 (ホ)	<p><u>記載の必要はありません。</u></p> <p>電算処理により全資産申告を行う場合、または、経理上必要な場合は、評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。</p>	<p>全資産申告の場合は、種類別明細書(増減資産・全資産用)の「価額」の合計額と同じになります。</p>

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
※ 決 定 価 格 (ハ)	<u>記載の必要はありません。</u>	
※ 課 税 標 準 額 (ト)	記載の必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。	全資産申告の場合は、種類別明細書(増減資産・全資産用)の「課税標準額」の合計額と同じになります。

(3) 種類別明細書 (増減資産・全資産用)

新たに所得して(申告漏れも含む)増加した資産について記載してください。
申告漏れの資産がある場合は摘要欄に「申告漏れ」と記入してください。
また、今回初めて申告される方は、この用紙に記載してください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項			
令和 年度	申告年度を記載してください。				
所有者コード	<u>記載の必要はありません。</u>				
個人番号又は法人番号	個人の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記載してください。				
所有者氏名	氏名または名称を記載してください。特に2枚以上ある場合はそれぞれに記載してください。 ページ数については、「3枚のうち2枚目」というように記載してください。				
資産の種類	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品 </td> <td style="border: none; font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">それぞれの資産に対応する1から6までの番号を記載してください。</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品 	}	それぞれの資産に対応する1から6までの番号を記載してください。	
<ul style="list-style-type: none"> 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品 	}	それぞれの資産に対応する1から6までの番号を記載してください。			
資産コード	<u>記載する必要はありません。</u>				
資産の名称等	資産の名称・規模等を具体的に記載してください。また、中古資産については、「(中古)」と記載してください。				
数 量	資産の数量を記載してください。				
取 得 年 月	資産を実際に取得した年及び月を記載してください。 M：明治 T：大正 S：昭和 H：平成 R：令和 年号については、それぞれの年号に対応するアルファベットを記載してください。				

欄	記載のしかた	留意事項
取得価額 (イ)	<p>資産の取得価額を記載してください。</p> <p>なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。</p> <p>また、法人税法および所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。</p>	
耐用年数	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。</p> <p>なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。</p>	<p>短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。</p>
減価残存率 (ロ)	<p>記載の必要はありませんが、経理上必要な場合には、減価残存率表を参照し記載してください。</p>	
価額 (ハ)	<p>記載の必要はありませんが、経理上必要な場合には、次の算式によって計算した価額を記載してください。</p> <p>① 前年中に取得した資産 取得価額×A</p> <p>② 前年前に取得した資産 前年度評価額×B</p> <p>③ 前年前に取得した資産で新たに課税されるもの 取得価額×A×B^{n-1}</p> <p>〈注〉1 A及びBは、減価残存率表に掲げる耐用年数に必ずるA欄及びB欄の減価残存率をいいます。 2 nは〔評価額を求める年度－取得年次〕によって求められる年数です。</p>	<p>増加償却、陳腐化償却または評価額の補正の適用を受ける資産については、通常の控除額にこれらの償却等を行ったことによる控除額を加算して価額を算出してください。</p>
課税標準の特例 (率・コード)	<p>記載する必要はありません。</p> <p>ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、次の例のように記載してください。</p> <p>(例) 12分の1の特例 → 112 3分の2の特例 → 203</p>	
課税標準額	<p>記載する必要はありません。</p> <p>ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る決定価格（償却資産の申告書の「決定価格(ハ)」欄の額に算入されている額）を記載してください。</p> <p>なお、課税標準額の特例の適用を受ける資産については、その決定価格に特例率を乗じて得た額を記載してください。</p>	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
異 動 事 由	1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受け入れ 4. その他 } 資産が増加したことについて 該当する番号を○で囲んでく ださい。	
摘 要	次のような事項を記載してください。 ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項 (例：法第 349 条の 3 第 1 項) ②割賦販売資産等で法第 342 条第 3 項の規定の適用があ る資産については、その旨の表示と売主の名称等 ③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表 示 ⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ⑥その他資産の価額の決定にあたって必要な事項	

(4) 種類別明細書 (減少資産用)

前年中に廃棄したり、売却したりして減少した資産について記載してください。

なお、今回初めて申告される方には、この明細書は同封されていません。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
令 和 年 度	申告年度を記載してください。	
所 有 者 コ ー ド	<u>記載の必要はありません。</u>	
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号	個人の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記載してください。	
所 有 者 氏 名	氏名または名称を記載してください。特に 2 枚以上ある場合はそれぞれに記載してください。 ページ数について、「3 枚のうち 2 枚目」というように記載してください。	
資 産 の 種 類 抹 消 コ ー ド 資 産 の 名 称 等	同封の種類別明細書 (増減資産・全資産用) を参照し、前年中に減少した資産の種類、コード名称等を記載してください。	
数 量	同封の種類別明細書 (増減資産・全資産用) を参照し、前年中に減少した資産の数量を記載してください。	
取 得 年 月	同封の種類別明細書 (増減資産・全資産用) を参照し、前年中に減少した資産の実際に取得した年月を記載してください。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
取 得 価 額	同封の種類別明細書（増減資産・全資産用）を参照し、減少した資産の取得価額を記載してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、その資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。	
耐 用 年 数	同封の種類別明細書（増減資産・全資産用）を参照し、当該資産の耐用年数を記載してください。	
申 告 年 度	当該資産について最初に申告した年度を記載してください。	
減少の事由及び区分	当該償却資産が減少した事由と、全部または一部の区分について該当する番号をそれぞれ○で囲んでください。	
摘 要	①当該資産が減少した事由について、 「1. 売却」の場合は、その売却先等 「2. 滅失」の場合は、その滅失事由等 「3. 移動」の場合は、その受入れ先等 「4. その他」の場合は、その減少の事由等を記載してください。 ②減少の区分が「2. 一部」に該当する場合は次の例のように記載してください。 (例)「当初取得価額 100 万円 (数量 5) のうち 40 万円 (数量 2) 分減少」 ③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を記載してください。	

6 不申告または虚偽の申告による罰則

正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、罰則規定の適用を受けることがありますので、所定の方法により必ず申告してください。

7 過年度の税額修正について

申告された資産の中に、申告漏れや修正等の資産がある場合は、5 年を限度に資産取得の翌年度までさかのぼって税額を修正させていただくことができます。（地方税法第 17 条の 5〈更正、決定等の期間制限〉）

8 課税台帳の閲覧

申告及び調査によって価格が決定すると、償却資産課税台帳に登録され、令和 8 年 4 月 1 日(水)から、税務課窓口にて閲覧することができます。

9 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 (A) 取得のもの	前年前 (B) 取得のもの		前年中 (A) 取得のもの	前年前 (B) 取得のもの		前年中 (A) 取得のもの	前年前 (B) 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.971	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.972	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

記載例

※自社様式の申告書を使用する場合(電子申告を含む)は、町から送付した申告書を必ず添付してください。

申告する年月日を記載してください。

事業の内容を具体的に記載してください。
2種類以上の事業を営む場合は、主たる事業を記載してください。

<p>● 〇〇〇年 1月 10日</p> <p>静岡県周智郡森町長 殿</p>		<p>〇〇〇年度</p>		<p>償却資産申告書 (償却資産課税台帳)</p>		<p>※所有者コード</p> <p>0000123456</p>	
1 住所 (は納税通知書送付先)	<p>静岡県周智郡森町森〇〇〇番地の1</p>		3 個人番号 又は法人番号	4 事業種別 (資本金等の額)	5 事業開始年月	6 この申告に 応答する者の 氏名及び氏名	7 税理士等の氏名
2 氏名 (法人にあっては その名称及び代 表者の氏名)	<p>森町 太郎</p>		<p>所有者の住所又は送付先を記載してください。</p> <p>(電話 0538-85-0001)</p>		<p>所有者の氏名(名称)を記載してください。</p>		8 短縮耐用年数の承認
資産の種類	取	得	価	額	15 市(区)町村内 における事業 所等資産の所 在地	16 借 用 資 産 貸主の名称等	9 増加償却の届出
構築物	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	所在地	リース等がある場合は、記載してください。	10 非課税該当資産
機械及び装置	3,805,000	1,101,000	2,900,000	5,604,000	森町森〇〇〇-2	(有) (無)	11 課税標準の特例
船	(イ) 前年よりも前に取得した資産の取得価額を記載してください。	(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。	(ハ) 前年中に増加した資産の取得価額を記載してください。	申告書の作成を会計士等に委託している場合は、記載してください。	森町森〇〇〇-3		12 特別償却又は圧縮記帳
航空機					資産の所在地を記載してください。		13 税務会計上の償却方法
車両及び運搬具							14 青色申告
工具、器具及び備品							17 事業所用家屋の所有区分
7 合計	3,805,000	1,101,000	2,900,000	5,604,000			18 備考 (添付書類等)
資産の種類				課税標準額 (ト)	● 資産の増加あり		
1 構築物					<p>当年1月1日現在の資産状況により次のように記載してください。</p> <p>①資産の増減等について</p> <p>「資産の増減あり」、「増減なし」、「該当資産なし」</p> <p>②廃業・解散等があった場合</p> <p>「廃業(解散) 令和〇〇年〇月〇日」</p> <p>③売却した場合</p> <p>「〇年〇月・売却先: 〇〇〇株式会社」</p> <p>④その他の場合</p> <p>なるべく具体的に記載してください。</p>		
2 機械及び装置							
3 船							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品							
7 合計							

記載例

【増減資産・全資産用】

〇〇〇年度

種類別明細書（増減資産・全資産用）

* 所有者コード		個人番号又は法人番号*		所有者氏名		枚のうち						
0000123456		123456789012		森町 太郎		1 枚						
資産の種類 番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		(イ) 取得価額	(ロ) 減価残存率	価額	(ハ) 課税標準額	課税標準額	異動事由	摘要
				年号	年月							
01	2	00000001	1	S	61 5	180,000	7				1・2 3・4	
02	2	00000002	1	H	2 6	250,000	7				1・2 3・4	
03	2	00000003	1	H	8 6	750,000	7				1・2 3・4	
04	2	00000004	1	H	16 2	170,000	7				1・2 3・4	
05	2	00000005	1	H	28 3	1,604,000	7				1・2 3・4	
06	2	(例4) コンバイン	1	R	〇 5	1,500,000	7				①・2 3・4	
07	2	(例4) 乾燥機	1	R	〇 10	1,200,000	7				①・2 3・4	
08	2	(例5) 茶刈機(中古)	1	R	〇 6	200,000	4				1・2 3・4	
09												
18												
			小計	7		5,604,000					1・2 3・4	

注意: 「異動事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいづれかに○を付けてください。

- 例 1 前年中に減少した資産を ——線で消し、「減少資産用」にも記載してください。
 - 例 2 前年中に一部減少した資産の数量、取得価額を ——線で消し、数量、取得価額を訂正し、「減少資産用」にも記載してください。
 - 例 3 資産の名称が記載内容と異なっている場合は、該当部分を ——線で消し、訂正してください。
 - 例 4 前年中に増加した資産がある場合は、名称、金額等を記載してください。
 - 例 5 前年よりも前に増加した資産で未申告、または、他工場からの移動があったものも記載してください。
- 今回、初めて申告される方は、すべての資産について、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に記載してください。

記載例

【減少資産用】

〇〇〇年度

※ 所有者コード	個人番号又は法人番号※
0000123456	123456789012

種類別明細書（減少資産用）

所有者氏名		枚のうち											
森町 太郎		1 枚											
資産の種類 行番号	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要	
			年号	年月				1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部			
01	2 00000002 (例1) 動力噴霧機	1	H 2 6		250,000	7	3	1・②・3・4	①・2				
02	2 00000003 (例2) 田植機	1	H 8 6		851,000	7	9	1・②・3・4	1・②				1 台廃棄
03								1・2・3・4	1・2				

減少した資産の取得価額を記載してください。

減少した資産の内訳を記載してください。

- 例 1 前年中に減少した資産の名称、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数、申告年度、事由及び区分を記載してください。
 例 2 前年中に一部減少した資産の名称、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数、申告年度、事由及び区分を記載してください。

◇資産の種類別… 1：構築物、 2：機械及び装置、 3：船舶、 4：航空機、 5：車両及び運搬具、 6：工具、器具及び備品
 ◇年号… M：明治、 T：大正、 S：昭和、 H：平成、 R：令和